

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 当地域における災害リスク

当地域における立地特性として、新潟県のほぼ中央、日本海に面し、従来から港湾都市としての機能を有す。市内南北を2級河川の鵜川と鯖石川が流れている。又、別山川が北西から南西に流れ、鯖石川に合流している。地勢の約66%が森林、原野であり、海岸部には原子力発電所が立地している。

これらの立地状況を踏まえつつ、柏崎市が公開する『柏崎市地域防災計画』や『ハザードマップ』等を基に、災害情報を整理した当地域における災害リスクは以下の通りである。

① 地震・津波による災害リスク

昭和39年の新潟地震による被害、平成2年の新潟県南部地震、平成16年の新潟県中越地震及び平成19年の新潟県中越沖地震による被害が発生している。

市は、地震予知連絡会（事務局：国土地理院）により特定観測地域に指定されており、長岡地震のような直下型地震が発生した場合、大きな被害が出ると予想される。津波は市街地の沿岸部において浸水が想定されているものの、市街地や内地の方までは想定されていない。

② 洪水による災害リスク

ハザードマップによると、市内を流れる鵜川、鯖石川と別山川の一带は、洪水時の浸水が想定されるエリアになっている。

市街地を含め、川沿いで0.5mから3.0mの浸水が広く想定されており、多くの地域で浸水被害が発生するリスクがある。

ハザードマップはおよそ1000年に1度の頻度を想定しているとはいえ、近年各地で発生している豪雨災害を踏まえると、警戒が必要である。

③ 土砂災害による災害リスク

市域には、土砂災害の発生のおそれがある土砂災害危険箇所が613箇所（平成14年度新潟県公表値）あり、山間部を中心にほぼ全域に分布している。

④ 豪雪による災害リスク

内陸山間部の積雪が2～4mに達し、また、雪崩発生危険箇所が数多く、雪による被害が発生しやすい。

道路網のマヒや、物流停止、建物等の破損等、事業者の営業活動に大きな影響を及ぼすなど警戒が必要である。

ここ最近では令和3年1月の豪雪により国道8号に多くの自動車が滞留するなどの被害が発生した。

⑤ 原子力による災害リスク

東京電力柏崎刈羽原子力発電所1号機から7号機が立地しており、万が一、原子力発電所の事故が発生し、放射性物質が環境中に放出された場合、周辺地域の住民は避難を余儀なくされ、最悪の場合、長期的な避難措置が必要となる等のリスクを抱えている。

国の原子力規制委員会は、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故と国際基準を踏まえ、「原子力災害対策重点区域」として、原子力発電所から半径概ね5kmを「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、半径概ね5～30kmを「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）」と設定している。

又、国民保護事案（テロやミサイルによる武力攻撃など）についても警戒が必要である。

(2) 商工業者の状況

令和6年4月1日現在

- ・商工業者数 297人
- ・小規模事業者数 272人

【内訳】

| | 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|--------|-------|---------|---------------|
| 商工業者 | 建設業 | 99 | 96 | 地区内に広く分布 |
| | 製造業 | 41 | 33 | 地区内に広く分布 |
| | 卸小売業 | 61 | 56 | 地区内に広く分布 |
| | 飲食・宿泊業 | 21 | 20 | 地区内に広く分布 |
| | サービス業 | 64 | 58 | 地区内に広く分布 |
| | その他 | 11 | 9 | 地区内に広く分布 |

(出典：柏崎市商工会独自名簿)

(3) これまでの防災・減災に関する取組

① 当市の取組

i) 防災訓練の実施

柏崎市地域防災計画の定めにより、豪雨による水害を想定した防災訓練を実施した。
あわせて、住民訓練の動きに連動した職員訓練を初めて同時実施している。

また、「市民一斉安全行動訓練」は、計画どおり実施し、地震の揺れから身を守るための「①まず姿勢を低く②頭を守り③揺れがおさまるまで動かない」という3つの安全行動を市民に行ってもらい、防災意識の醸成に努めた。

ii) 防災情報通信システム事業の整備

- ・ 緊急告知ラジオについて、転入者への新規配布、受信障害のアンテナ設置・調整を行った。
- ・ 令和3年度までの3か年で整備した防災情報通信システムについて、受信障害が発生している世帯や屋外拡声子局に対して電波調査を実施し、必要に応じて調整や高性能アンテナへの交換等を実施した。
- ・ 全体に受信障害が発生している地区（大崎、椎谷、宮川、谷根、西長鳥）に対して、受信障害対策中継局（GF）を追加整備した。
- ・ 現システム放送設備の対災害性強化のため、放送設備多重化に係る実現可能性調査を実施した。

iii) 災害時備蓄品等管理事業の実施

災害時備蓄品の賞味期限切れによる一部更新を行った。ポータブル蓄電池を、指定避難所に停電に備えて配布した。

また、人口5,000人以上のコミュニティ7地区に防災備蓄品を格納する市の倉庫を設置した。

iv) 原子力発電所関係対策

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所安全対策関係
福島第一原発事故及び新規規制基準等を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所安全対策について、技術委員会での議論を傍聴し、情報収集を行った。
- ・ 安全協定に基づく状況確認の実施状況

発電所の安全対策及び点検状況、不適合・トラブル等を調査・確認するため、安全協定に基づき、新潟県、刈羽村と共に、随時、状況確認を実施している。

- ・ 安全協定に基づく報告
「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき、東京電力HD（株）から次の事項が報告された。
 - ア 運転保守状況（毎月）
 - イ 工事計画の概要（四半期ごと）
 - ウ 使用済燃料保管状況（四半期ごと）
 - エ 放射性廃棄物管理状況（年度及び四半期ごと）
 - オ 放射線業務従事者の線量管理状況（年度及び四半期ごと）
 - カ 総括責任者及び連絡責任者の選任
 - キ 発電用原子炉設置変更許可申請の補正
 - ク 発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出
 - ケ 定期検査年間計画
 - コ 燃料輸送計画
 - サ 低レベル放射性廃棄物輸送計画

v) 原子力発電に関する知識の普及

市民への原子力発電に関する知識の普及を図るため、各種広報事業を実施した。

vi) 原子力防災対策

- ・ 柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）
原子力災害対策の充実・強化を図るとともに、国の計画や指針及び県の計画との整合を取るため、令和5年8月に計画の修正を行った。
- ・ 柏崎市原子力災害広域避難計画
令和5年8月に本市施策の進展などを踏まえて修正を行い、併せてデータの時点修正を行った。
- ・ 安定ヨウ素剤事前配布
柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、即時避難区域（PAZ）に居住している住民基本台帳登録者と東日本大震災による避難者に対して、新潟県・刈羽村と共同で定期的に安定ヨウ素剤の事前配布を実施している。
- ・ 原子力防災に係る地域防災リーダー研修事業
（公財）柏崎原子力広報センターに事業を委託し、消防団員の研修、学生消防隊員の研修を実施し、原子力防災に関する知識の普及を図った。
- ・ 原子力防災に関する出前講座
原子力防災に関する知識の普及を図るため、職員による出前講座、ふれあい講座、出水期前地区説明会に合わせた原子力防災基礎講座を実施した。
- ・ 市町村による原子力安全対策に関する研究会
平成23年に新潟県内30市町村で発足した。実務担当者で定期的に研修会を実施し、原子力発電所の安全対策及び避難計画について検討を行った。
- ・ 防災ガイドブックの作成
令和3年2月に発行した防災ガイドブック（原子力災害編）について、発行後の国の計画や指針及び県の計画並びに本市施策の進展により、原子力防災対策で新たに追加・変更となった項目及び最新の地図を反映した内容に改訂、令和5年10月に発行し、全世帯・転入者に配布した。新たな市内転入者には、転入手続の際に市民課窓口で配布している。
- ・ 放射線防護施設整備事業
即時避難区域（PAZ）内の中通コミュニティセンターにおいて、原子力災害時に避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まる者の避難準備が整うまでの屋内退避

施設として放射線防護施設を整備した。

- ・ 住民説明会、講演会、地域懇談会の開催
 - ア 柏崎刈羽原子力発電所原子力規制庁による追加検査結果等に関する住民説明会
 - イ 原子力防災及びエネルギー政策に関する住民説明会（内閣府・資源エネルギー庁）
 - ウ 複合災害時の避難に関する講演会
 - エ 柏崎刈羽原子力発電所再稼働に関する懇談会

vii) 原子力防災訓練

- ・ 総合訓練
国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する国の原子力総合防災訓練と一体となって実施した。柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国、県、関係市町村及び防災関係機関の相互の連携による原子力災害時の体制・対応を確認するとともに、防災業務従事者の対応力の向上・習熟を図った。
住民参加により、原子力災害時の防護措置に対する理解の向上を図るとともに、訓練の結果を検証して住民避難の問題点や課題を確認した。
- ・ 冬季避難訓練
降積雪時に地震に伴う道路の寸断等による孤立地域の住民避難を想定し、P A Z内の施設敷地緊急事態における要配慮者の避難の手順を確認することにより、冬季の原子力災害時における対応力の向上を図った。

② 当会の取組み

i) 事業者の災害対策及び事業継続計画等の策定に係る支援

- ・ 中越地震、中越沖地震、能登半島地震等、近年の大規模災害を教訓に、商工会合併前から事業者に対し、自然災害等に備えた対策やBCPに関する施策の周知や「事業継続力強化計画」の計画策定を促している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を教訓に、感染症対策の指導並びに支援を行うとともに、感染症対策備品の備蓄を周知。

ii) 災害時における被害状況の把握及び「相談窓口」の設置

- ・ 当地域において、地震や台風等の災害が発生した場合には、随時事業者への電話による聞き取り調査や、巡回による目視調査を実施。又、新潟県や柏崎市が公開する災害情報を閲覧し、被害状況の把握を行っている。尚、状況に合わせて、「相談窓口」を設置して、市内企業への支援を行っている。

iii) 保険会社商品の普及啓発

- ・ 災害が発生した際の休業損失や、業務中・業務外での従業員への補償など、災害に備えた共済、損害保険への加入促進を行っている

II 課題

(1) 事業者の災害リスクの意識に対して、指導団体である商工会が事業所の状況を完全に把握できていない。

(2) 事業者の災害リスクに対する意識不足

- ① 管内事業者の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定状況は極めて低く、災害対策に対する意識は極めて低い状況である。
- ② 事業継続力強化に係る取組みの重要性について、一刻も早く、普及啓発を進める必要がある。

(3) 事業者への事業継続力強化支援にあたっての支援体制の未構築

- ① 事業者への支援を行っていくにあたり、平時における災害リスク周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定に向けた支援に必要な知識・情報が不足しており、職員間における情報共有についても充分になされていない。
- ② 緊急時における応急対応や復旧・復興対応については、これまで具体的なマニュアル整備や訓練等を行っておらず、支援体制が未構築の状況である。
- ③ 人員数においても、既存の体制では充分と言えない為、今後は外部連携等を図りながら課題解決していくことが求められる。

Ⅲ 目標

- (1) 管内事業者の災害リスクに対する危機管理意識が極めて低い現状を踏まえ、今後は災害対策等の事業継続力強化に向けた取組みの必要性について普及啓発を計画的、かつ、強力に進める。
- (2) 「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、災害リスクに対する具体的な対策を講じてもらい、P D C Aサイクルで定期的な計画のブラッシュアップを支援する。
(目標値は以下の通り)
<事業者の「事業継続力強化計画」の策定件数(目標値)>

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 5件 | 5件 | 5件 | 5件 | 5件 |

- (3) 平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- (4) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

① 事前の対策

令和5年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

i) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、柏崎市の各種ハザードマップ(※)や過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。

(※)柏崎市が公開しているハザードマップ・防災媒体等

津波ハザードマップ

洪水ハザードマップ

土砂災害ハザードマップ

浸水ハザードマップ

浸水防災マップ(柳橋町・関町・宮場町・城東)

避難場所一覧

- ・ 職員のみで対応できない高度な支援については、外部専門家と連携し、より濃密な支援を実施する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

ii) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和5年に商工会危機管理マニュアルを策定済み(別紙)
- ・ 併せて、事業者への事業継続力強化支援や、緊急時における復旧・復興支援機能の維持を図るため、今後、柏崎市商工会事業継続力強化計画を策定し、常時活用できるよう訓練を行い、運用する。

iii) 関係団体等との連携

- ・ 平時における支援体制強化に向けた連携

- ア 連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- イ 事業者の事業継続力強化に向けた設備投資等の資金調達支援については、地元金融機関や、政府系金融機関と連携し支援を行う。
- ウ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- エ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、産地組合等とのセミナー等の共催

iv) 災害発生時等の緊急時における支援機能維持のための連携

- ・ 災害発生時等の緊急時においては、事業者からの相談が集中する為、下記に記載の通り、必要に応じて他地域の商工会からの支援人員応援等の要請を行い、支援体制の強化を図る。
- ・ 事業者の復旧・復興の為に必要な資金調達については、平時同様、㈱日本政策金融公庫や、地元金融機関と連携し支援を行う。
 - ア 柏崎市のみが被災した場合
新潟県商工会連合会を通じて、県内他地域の商工会に支援人員応援の要請
 - イ 新潟県全体が被災した場合
全国商工会連合会を通じて、県外他地域の商工会に支援人員応援の要請

v) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画の作成支援については、当会の経営発達支援評価委員会において進捗状況を管理する。
- ・ 柏崎市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

vi) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害等（例. マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

② 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

i) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後6時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、柏崎市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

ii) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせ

ず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

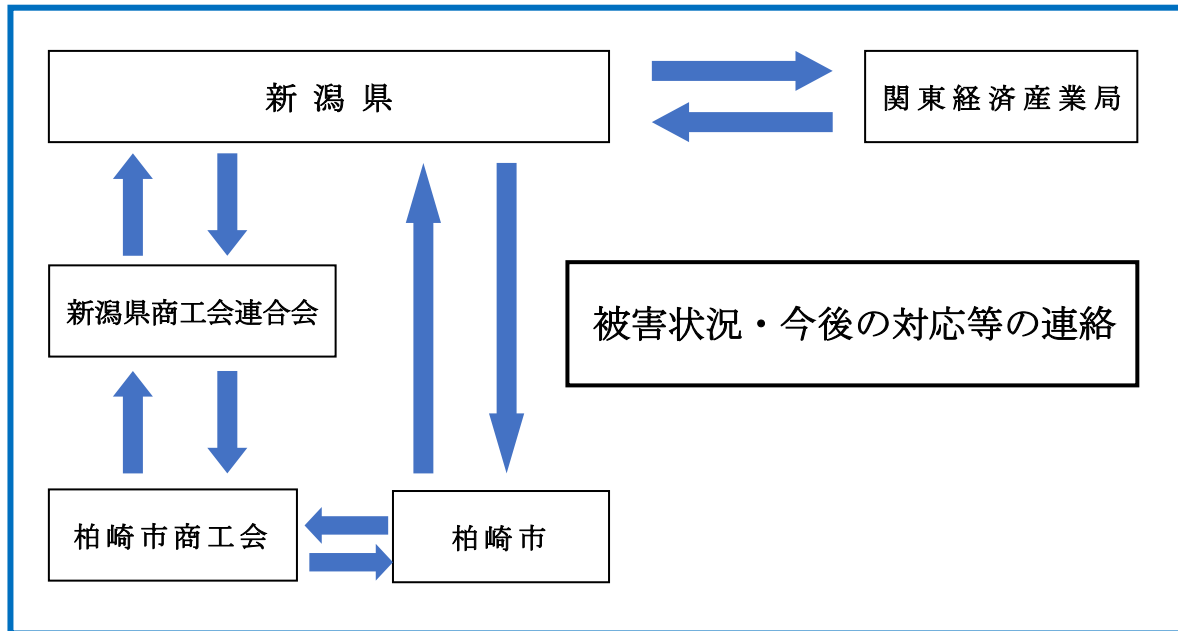
| | |
|---------|-----------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する(9時・13時・16時) |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する(9時・16時) |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する(9時) |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する(9時) |

- ・ 当市で取りまとめた「柏崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

<連絡ルート>



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、柏崎市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

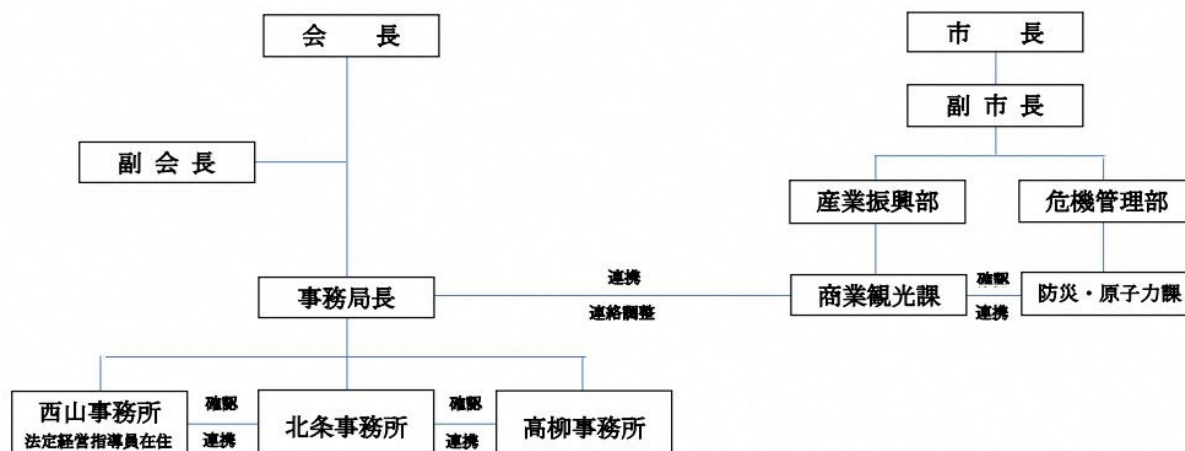
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制

柏崎市商工会と柏崎市は、下記連携図の通り、平時・緊急時における連携支援や情報共有を行う。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：松野 康

連絡先：後述(3)①参照

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

i) 本計画の具体的な取組の企画や実行

ii) 計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

iii) セミナー、相談会、巡回による事業継続力強化への取組みに関する情報提供や必要性について普及啓発を行う。

iv) 「事業継続計画」や「事業継続力強化計画」策定に向けた事業者への指導、助言、計画を策定中（検討中）の事業者に対して、巡回指導の中で計画の進捗状況確認や、見直し等のフォローアップを行う。

v) 会報において、市内ハザードマップや災害対策事例、事業継続力強化取組みの必要性などを掲載し、事業者に情報提供を行う。

(3) 柏崎市商工会、柏崎市連絡先

① 柏崎市商工会経営支援室

西山本所

949-4123 柏崎市西山町池浦877番地

TEL 0257-47-2086 FAX 0257-47-2650
E-mail : kashiwazaki@shinsyoren.or.jp

北条事務所
949-3724 柏崎市大字大広田6 8 番地 1
TEL 0257-25-3322 FAX 0257-25-3502

高柳事務所
945-1502 柏崎市高柳町岡野町1 8 4 9 番地 1
TEL 0257-41-2407 FAX 0257-41-2200

② 柏崎市役所
産業振興部商業観光課
945-8511 柏崎市日石町2 番 1 号
代表 TEL 0257-23-5111 FAX 0257-24-7714
直通 TEL 0257-21-2335 FAX 0257-22-5904

危機管理部防災・原子力課
945-8511 柏崎市日石町2 番 1 号
代表 TEL 0257-23-5111 FAX 0257-24-7714
直通 TEL 0257-21-2316 FAX 0257-21-5980

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 必要な資金の額 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 |
| ・セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・専門家派遣費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・チラシ作製費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・防災、感染症対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

柏崎市補助金、柏崎市商工会事業費

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|--|
| 該当なし |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 該当なし |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| 該当なし |
| 連携体制図等 |
| 該当なし |